

## 災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書

浪江町（以下「甲」という。）と浪江町復興事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、浪江町内において地震、風水害及びその他の災害が発生し、また発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、当該災害等により発生した災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に支援を要請するに当たっての必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害をいう。

#### （2）災害廃棄物

地震、風水害及びその他の災害により一時的に大量に発生した破損又は汚損した一般廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する一般廃棄物をいう。

### （支援の要請）

第3条 甲は、災害時において災害廃棄物の処理等に支援が必要な場合は、次に掲げる事項の支援を乙に要請することができる。

#### （1）災害廃棄物の分別、撤去、積込

#### （2）災害廃棄物の収集運搬

#### （3）避難所等への仮設トイレ等の運搬設置

#### （4）仮置場の設置、管理、運営

#### （5）その他災害廃棄物の処理等に関して必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を支援要請書（様式第1号）により乙に対し文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後に速やかに文書により通知するものとする。

#### （1）被災の状況

#### （2）支援要請の内容（作業内容、必要な人員、車両、資機材の数量等）

#### （3）その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、乙の会員の中から協力可能

な人員、車両及び資機材等を手配し、災害廃棄物処理等業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、支援を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物の処理等が迅速、的確に遂行できるように、被災・復旧の状況等必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から第3条に規定する支援要請があったときは、乙が自ら把握した被災の状況及び支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

3 乙は、前項に関わらず、町に災害対策本部が設置されたときは、速やかに自ら把握した被災状況及び提供できる人員並びに資材等について、甲に報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物処理等業務を実施したときは、次に掲げる事項を実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理等を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理等の内容
- (3) 災害廃棄物処理等を実施した期間
- (4) 災害廃棄物処理等に要した人員、車両及び資機材の状況
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条の協力要請により、乙が実施した災害廃棄物処理等に要した経費について、甲が必要と認めた額を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、浪江町財務規則（昭和57年規則第14号）に基づき支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

(連絡体制の確保)

第10条 甲及び乙は、それぞれ担当窓口を定めておくものとする。

2 前項の情報は、甲乙相互に確認しておくものとし、内容に変更があったときは、速やかに通報するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(訓練)

第12条 災害廃棄物処理活動等の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、必要に応じ訓練を実施するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定書の有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙が緊急に協定に対する異議申立をした場合は、甲乙協議の上、申し立ての日から1月後に協定の解除ができるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。  
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年8月5日

甲 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2  
浪江町

町長 吉田 栄光 印

乙 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭4番地2  
浪江町復興事業協同組合

理事長 鈴木 仁根 印

様式第1号（第3条関係）

令和     年     月     日

浪江町復興事業協同組合 理事長 様

浪江町長

### 支援要請書

「災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書」の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

#### 記

#### 1 被災の状況

- (1) 災害等が発生した場所
- (2) 被災の状況

#### 2 支援要請の内容

- (1) 予定期間
- (2) 作業内容
- (3) 作業場所
- (4) 必要な人員、車両、資機材の数量等

#### 3 その他必要な事項

※支援要請内容については、甲と乙との協議により決定されるため、今回の要請内容は変更になる場合がある。

連絡先：担当

電話 0240-34-0228

※要請内容について、内容が複数にわたる場合は別紙により記載することができる。

様式第2号（第6条関係）

令和     年     月     日

浪江町長 様

浪江町復興事業協同組合理事長

## 実施報告書

「災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書」に基づき支援の要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

### 記

#### 1 実施内容

- (1) 実施期間
- (2) 実施した作業内容
- (3) 実施場所
- (4) 従事した人員数
- (5) 作業に使用した車両台数
- (6) 作業に使用した資機材の数量等

#### 2 その他必要な事項

連絡先：担当  
電話

※実施内容について、内容が複数にわたる場合は別紙により記載することができる。―